

別表第1（第1条関係）

番号	事業の種類	内容	要件		
			規模、実施される地域等		
			甲地域	乙地域	その他の地域
1	道路の建設	(1) 高速自動車国道法（昭和32年法律第79号）第4条第1項に規定する高速自動車国道（以下「高速自動車国道」という。）の新設（新たに起点又は終点を設定して高速自動車国道を建設することをいう。以下同じ。）	全事業	全事業	全事業
		(2) 高速自動車国道の改築（新たに起点及び終点を設定することなく高速自動車国道を建設することをいう。以下同じ。）	車道部（道路構造令（昭和45年政令第320号）第2条第4号に規定する車道、同条第10号に規定する中央帯及び同条第12号に規定する路肩をいう。以下同じ。）の幅員を1メートル以上拡大しようとする事業であつて当該幅員の拡大をしようとする区間の延長が一の地域内において合計2キロメートル以上にわたる場合又はインターチェンジ（スマートインターチェンジ（道路整備特別措置法施行規則（昭和31年建設省令第18号）第13条第2項第3号に規定するETC専用施設が設置され、専ら同号に規定するETC通行車の通行の用に供することを目的とするものをい	車道部の幅員を1メートル以上拡大しようとする事業であつて当該幅員の拡大をしようとする区間の延長が一の地域内において合計5キロメートル以上にわたる場合又はインターチェンジを設けようとする事業	車線（道路構造令第2条第5号に規定する車線のうち、同条第7号から第9号までに規定する登坂車線、屈折車線及び変速車線を除いた車線をいう。以下同じ。）の数を増加し、又はインターチェンジを設けようとする事業

	う。)を除く。以下同じ。)を設けようとする事業		
(3) 道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路(以下1の項において「道路」という。)のうち、道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)の規定により同法第2条第4項に規定する会社(以下「高速道路会社」という。)、地方道路公社若しくは道路管理者が設置する道路(高速自動車国道を除く。)又は道路法第48条の2第1項若しくは第2項の規定に基づく指定を行おうとする道路の新設(新たに起点又は終点を設定してこれらの道路を建設することをいう。以下同じ。)	一の地域内における延長が合計2キロメートル以上である道路を新たに建設しようとする事業	一の地域内における延長が合計5キロメートル以上である道路を新たに建設しようとする事業	車線の数が4以上で、かつ、延長が5キロメートル以上である道路を新たに建設しようとする事業
(4) 道路のうち道路整備特別措置法の規定により高速道路会社、地方道路公社若しくは道路管理者が設置する道路(高速自動車国道を除く。)、道路法第48条の2第1項若しくは第2項の規定に基づく指定が行われた道路又は同項の規定に基	車道部の幅員を1メートル以上拡大しようとする事業であつて当該幅員の拡大をしようとする区間の延長が一の地域内において合計2キロメートル以上にわたる場合	車道部の幅員を1メートル以上拡大しようとする事業であつて当該幅員の拡大をしようとする区間の延長が一の地域内において合計5キロメートル以上にわたる場合	次のいずれかに該当する事業 ア 車線の数が4以上である道路の車線の数を増加しようとする事業であつて当該車線の数の増加をしようとする区間の延長が5キロメートル以上にわたる場合 イ 車線の数が4未満である道路

<p>づく指定を行おうとする道路の改築（新たに起点及び終点を設定することなくこれらの道路を建設することをいう。以下同じ。）</p>			<p>の車線の数を増加することにより車線の数を4以上としようとする事業であつて当該車線の数の増加をしようとする区間の延長が5キロメートル以上にわたる場合</p>
<p>(5) 道路((1)及び(3)に該当する道路を除く。この項において同じ。)の新設(新たに起点又は終点を設定して道路を建設することをいう。以下同じ。)</p>	<p>車道部の幅員が5メートル以上で、かつ、一の地域内における延長が合計2キロメートル以上である道路を新たに建設しようとする事業</p>	<p>車道部の幅員が5メートル以上で、かつ、一の地域内における延長が合計5キロメートル以上である道路を新たに建設しようとする事業</p>	<p>車線の数が4以上又は車道部の幅員が16メートル以上で、かつ、延長が5キロメートル以上である道路を新たに建設しようとする事業</p>
<p>(6) 道路((2)及び(4)に該当する道路を除く。この項において同じ。)の改築(新たに起点及び終点を設定することなく道路を建設することをいう。以下同じ。)</p>	<p>次のいずれかに該当する事業 ア 幅員が5メートル以上である車道部の幅員を1メートル以上拡大しようとする事業であつて当該幅員の拡大をしようとする区間の延長が一の地域内において合計2キロメートル以上にわたる場合 イ 幅員が5メートル未満である車道部の幅員を5メートル以上に拡大しようとする事業であつて当該幅員の拡大をしようとする区間の延長が一の地域内において合計2キロメートル以上にわたる場合</p>	<p>次のいずれかに該当する事業 ア 幅員が5メートル以上である車道部の幅員を1メートル以上拡大しようとする事業であつて当該幅員の拡大をしようとする区間の延長が一の地域内において合計5キロメートル以上にわたる場合 イ 幅員が5メートル未満である車道部の幅員を5メートル以上に拡大しようとする事業であつて当該幅員の拡大をしようとする区間の延長が一の地域内において合計5キロメートル以上にわたる場合</p>	<p>次のいずれかに該当する事業 ア 車線の数が4以上又は車道部の幅員が16メートル以上である道路の車線の数を増加し、又は車道部の幅員を4メートル以上拡大しようとする事業であつて当該車線の数の増加又は当該幅員の拡大をしようとする区間の延長が5キロメートル以上にわたる場合 イ 車線の数が4未満又は車道部の幅員が16メートル未満である道路の車線の数を増加し、又は車道部の幅員を拡大することにより車線の数を4</p>

	ウ 車道部の幅員が5メートル以上となる位置の変更を行おうとする事業であつて当該位置の変更を行おうとする区間の延長が一の地域内において合計2キロメートル以上にわたる場合	ウ 車道部の幅員が5メートル以上となる位置の変更を行おうとする事業であつて当該位置の変更を行おうとする区間の延長が一の地域内において合計5キロメートル以上にわたる場合	以上とし、又は車道部の幅員を16メートル以上としようとする事業であつて当該車線の数の増加又は当該幅員の拡大をしようとする区間の延長が5キロメートル以上にわたる場合 ウ 車線の数が4以上又は車道部の幅員が16メートル以上となる位置の変更を行おうとする事業であつて当該位置の変更を行おうとする区間の延長が5キロメートル以上にわたる場合
(7) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項第1号にいう農業用道路（以下「農業用道路」という。）又は森林法（昭和26年法律第249号）第4条第2項第4号にいう林道（以下「林道」という。）の新設（新たに起点又は終点を設定して農業用道路又は林道を建設することをいう。以下同じ。）	車道部に相当する部分（以下「車道部相当部」という。）の幅員が5メートル以上で、かつ、一の地域内における延長が合計2キロメートル以上である農業用道路又は林道を新たに建設しようとする事業	車道部相当部の幅員が5メートル以上で、かつ、一の地域内における延長が合計5キロメートル以上である農業用道路又は林道を新たに建設しようとする事業	車線に相当するもの（以下「車線相当部」という。）の数が4以上若しくは車道部相当部の幅員が16メートル以上で、かつ、延長が5キロメートル以上である農業用道路又は車道部相当部の幅員が5メートル以上で、かつ、延長が10キロメートル以上である林道を新たに建設しようとする事業
(8) 農業用道路又は林道の改築（新たに起点及び終点を設定することなく農業用道路又は林道	次のいずれかに該当する事業 ア 幅員が5メートル以上である車道部相当部の幅員を1メートル	次のいずれかに該当する事業 ア 幅員が5メートル以上である車道部相当部の幅員を1メートル	次のいずれかに該当する事業 ア 車線相当部の数が4以上又は車道部相当部の幅員が16メートル

を建設することをいう。以下同じ。)

ル以上拡大しようとする事業であつて当該幅員の拡大をしようとする区間の延長が一の地域内において合計2キロメートル以上にわたる場合
イ 幅員が5メートル未満である車道部相当部の幅員を5メートル以上に拡大しようとする事業であつて当該幅員の拡大をしようとする区間の延長が一の地域内において合計2キロメートル以上にわたる場合

ウ 車道部相当部の幅員が5メートル以上となる位置の変更を行おうとする事業であつて当該位置の変更を行おうとする区間の延長が一の地域内において合計2キロメートル以上にわたる場合

ル以上拡大しようとする事業であつて当該幅員の拡大をしようとする区間の延長が一の地域内において合計5キロメートル以上にわたる場合
イ 幅員が5メートル未満である車道部相当部の幅員を5メートル以上に拡大しようとする事業であつて当該幅員の拡大をしようとする区間の延長が一の地域内において合計5キロメートル以上にわたる場合

ウ 車道部相当部の幅員が5メートル以上となる位置の変更を行おうとする事業であつて当該位置の変更を行おうとする区間の延長が一の地域内において合計5キロメートル以上にわたる場合

ル以上である農業用道路の車線相当部の数を増加し、又は車道部相当部の幅員を4メートル以上に拡大しようとする事業であつて当該車線相当部の数の増加又は当該幅員の拡大をしようとする区間の延長が5キロメートル以上にわたる場合
イ 車道部相当部の幅員が5メートル以上である林道の車道部相当部の幅員を1メートル以上に拡大しようとする事業であつて当該幅員の拡大をしようとする区間の延長が10キロメートル以上にわたる場合
ウ 車線相当部の数が4未満又は車道部相当部の幅員が16メートル未満である農業用道路の車線相当部の数を増加し、又は車道部相当部の幅員を拡大することにより車線相当部の数を4以上とし、又は車道部相当部の幅員を16メートル以上にしようとする事業であつて当該車線相当部の数の増加又は当該幅員の拡大をしようとする区間

			<p>の延長が5キロメートル以上にわたる場合</p> <p>エ 車道部相当部の幅員が5メートル未満である林道の車道部相当部の幅員を5メートル以上に拡大しようとする事業であつて当該幅員の拡大をしようとする区間の延長が10キロメートル以上にわたる場合</p> <p>オ 車線相当部の数が4以上又は車道部相当部の幅員が16メートル以上となる農業用道路の位置の変更を行おうとする事業であつて当該位置の変更を行おうとする区間の延長が5キロメートル以上にわたる場合</p> <p>カ 車道部相当部の幅員が5メートル以上となる林道の位置の変更を行おうとする事業であつて当該位置の変更を行おうとする区間の延長が10キロメートル以上にわたる場合</p>
(9) 道路運送法(昭和26年法律第183号)第2条第8項に規定する自動車道(以下「自動車道」という。)の新設(新たに起点又は終	一の地域内における延長が合計2キロメートル以上である自動車道を新たに建設しようとする事業	一の地域内における延長が合計5キロメートル以上である自動車道を新たに建設しようとする事業	車線相当部の数が4以上で、かつ、延長が5キロメートル以上である自動車道を新たに建設しようとする事業

		点を設定して自動車道を建設することをいう。以下同じ。)			
		(10) 自動車道の改築（新たに起点及び終点を設定することなく自動車道を建設することをいう。以下同じ。)	車道部分（一般自動車道構造設備規則（昭和28年運輸・建設省令第1号）第1条第4号に規定する車道、同条第6号に規定する中央分離帯及び同令第10条の規定による路肩をいう。以下同じ。）の幅員を1メートル以上拡大しようとする事業であつて当該幅員の拡大をしようとする区間の延長が一の地域内において合計2キロメートル以上にわたる場合	車道部分の幅員を1メートル以上拡大しようとする事業であつて当該幅員の拡大をしようとする区間の延長が一の地域内において合計5キロメートル以上にわたる場合	車線相当部の数を増加し、又は車道部分の幅員を4メートル以上拡大しようとする事業であつて当該車線相当部の数の増加又は当該幅員の拡大をしようとする区間の延長が5キロメートル以上にわたる場合
2	鉄道、軌道の建設	(1) 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業（以下「鉄道事業」という。）の用に供する鉄道（鉄道事業法施行規則（昭和62年運輸省令第6号）第4条第5号に規定する無軌条電車及び同条第6号に規定する鋼索鉄道を除く。以下「鉄道」という。）又は軌道法（大正10年法律第76号）の適用を受ける軌道（以下「軌道」という。）の新設（新たに起点又は終点を設定して車両（鉄道に関する	他の対象事業に含まれる事業及び一の地域内における延長が合計1キロメートル未満である事業を除く事業	他の対象事業に含まれる事業及び一の地域内における延長が合計1キロメートル未満である事業を除く事業	他の対象事業に含まれる事業及び延長が1キロメートル未満である事業を除く事業

		技術上の基準を定める省令（平成13年国土交通省令第151号）第2条第12号に規定する車両をいう。以下同じ。）の運行に常用するための線路を設置することをいう。以下同じ。）			
		(2) 鉄道又は軌道の改良（新たに起点及び終点を設定することなく車両の運行に常用するための線路の増設又は地下移設、高架移設その他の移設（軽微な移設を除く。）をすることをいう。以下同じ。）	他の対象事業に含まれる事業及び一の地域内における延長が合計1キロメートル未満である事業を除く事業	他の対象事業に含まれる事業及び一の地域内における延長が合計1キロメートル未満である事業を除く事業	他の対象事業に含まれる事業及び延長が1キロメートル未満である事業を除く事業
3	鋼索鉄道、索道の建設	鉄道事業法施行規則第4条第6号に規定する鋼索鉄道又は同令第47条第1号に規定する普通索道の新設（新たに起点又は終点を設定して線路又は索条を設置することをいう。）	全事業	全事業	全事業
4	操車場、検車場の建設	(1) 鉄道事業の業務の用に供する操車場又は検車場の新設	敷地面積が1ヘクタール未満の事業を除く事業	敷地面積が3ヘクタール未満の事業を除く事業	敷地面積が10ヘクタール未満の事業を除く事業
		(2) 鉄道事業の業務の用に供する操車場又は検車場の増設	1ヘクタール以上敷地面積の増大を伴う事業	3ヘクタール以上敷地面積の増大を伴う事業	10ヘクタール以上敷地面積の増大を伴う事業
5	飛行場の建設	(1) 航空法施行規則（昭和27年運輸省令第56号）第75条第1項に規定する陸上空港等（以下「陸上空港等」という。）	敷地面積が1ヘクタール未満の事業を除く事業	敷地面積が1ヘクタール未満の事業を除く事業	敷地面積が1ヘクタール未満の事業を除く事業

		又は同項に規定する陸上ヘリポート（以下「陸上ヘリポート」という。）の新設			
		(2) 陸上空港等又は陸上ヘリポートの増設（滑走路の設置、延長又は位置の変更を行うことをいう。以下同じ。）	陸上空港等にあつては300メートル未満、陸上ヘリポートにあつては30メートル未満の滑走路の延長の事業を除く事業	陸上空港等にあつては300メートル未満、陸上ヘリポートにあつては30メートル未満の滑走路の延長の事業を除く事業	陸上空港等にあつては300メートル未満、陸上ヘリポートにあつては30メートル未満の滑走路の延長の事業を除く事業
6	工場、事業場の建設	(1) 製造業（物品の加工業又は物品の修理業を含む。）、ガスの製造若しくは供給の業又は熱供給の用に供するための工場又は事業場（7の項にいう発電電気工作物、8の項にいう研究所又は10の項にいう廃棄物処理施設を一体として併設する場合を含む。以下「工場等」という。）の新設	敷地面積が1ヘクタール未満の事業、排水（神奈川県生活環境の保全等に関する条例（平成9年神奈川県条例第35号）第2条第5号に規定する排水をいう。以下同じ。）の量（以下「排水量」という。）が1日当たり1万立方メートル未満の事業及び設置される全ての指定施設（同条第11号に規定する指定施設をいう。以下同じ。）を定格能力で運転する場合に使用される原料及び燃料の量をこの表の備考7に定めるところにより重油の量に換算した量の合計量（以下「燃料使用量」という。）が1時間当たり4キロリットル未満の事業を除く事業	敷地面積が3ヘクタール未満の事業、排水量が1日当たり1万立方メートル未満の事業及び燃料使用量が1時間当たり4キロリットル未満の事業を除く事業	敷地面積が10ヘクタール未満の事業、排水量が1日当たり1万立方メートル未満の事業及び燃料使用量が1時間当たり4キロリットル未満の事業を除く事業
		(2) 工場等の増設	1ヘクタール以上敷地面積の増大、1日当たり1万立方メートル以上排水量の増大又は1時間当たり4キロリットル以上燃料使	3ヘクタール以上敷地面積の増大、1日当たり1万立方メートル以上排水量の増大又は1時間当たり4キロリットル以上燃料使	10ヘクタール以上敷地面積の増大、1日当たり1万立方メートル以上排水量の増大又は1時間当たり4キロリットル以上燃料使

		用量の増大を伴う事業	用量の増大を伴う事業	用量の増大を伴う事業
7 電気工作物の建設	(1) 電気事業法第2条第1項第18号に規定する電気工作物のうち、発電（水力、火力、地熱、原子力若しくは風力を原動力とするもの又は太陽光を電気に変換するものに限る。）のために設置するもの（以下「発電電気工作物」という。）の新設	水力を原動力とする発電であつて出力1,000キロワット未満の事業、火力を原動力とする発電であつて出力2万キロワット未満の事業、風力を原動力とする発電であつて出力500キロワット未満の事業及び太陽光を電気に変換する発電であつて出力400キロワット未満の事業を除く事業	水力を原動力とする発電であつて出力1,000キロワット未満の事業、火力を原動力とする発電であつて出力2万キロワット未満の事業、風力を原動力とする発電であつて出力500キロワット未満の事業及び太陽光を電気に変換する発電であつて出力1,200キロワット未満の事業を除く事業	水力又は火力を原動力とする発電であつて出力2万キロワット未満の事業、地熱を原動力とする発電であつて出力7,000キロワット未満の事業、風力を原動力とする発電であつて出力5,000キロワット未満の事業及び太陽光を電気に変換する発電であつて出力8,000キロワット未満の事業を除く事業
	(2) 発電電気工作物の増設	原子力若しくは地熱を原動力とする発電であつて出力の増加を伴う事業又は水力を原動力とする発電にあつては1,000キロワット以上、火力を原動力とする発電にあつては2万キロワット以上、風力を原動力とする発電にあつては500キロワット以上、太陽光を電気に変換する発電にあつては400キロワット以上の出力の増加を伴う事業	原子力若しくは地熱を原動力とする発電であつて出力の増加を伴う事業又は水力を原動力とする発電にあつては1,000キロワット以上、火力を原動力とする発電にあつては2万キロワット以上、風力を原動力とする発電にあつては500キロワット以上、太陽光を電気に変換する発電にあつては1,200キロワット以上の出力の増加を伴う事業	原子力を原動力とする発電であつて出力の増加を伴う事業又は水力若しくは火力を原動力とする発電にあつては2万キロワット以上、地熱を原動力とする発電にあつては7,000キロワット以上、風力を原動力とする発電にあつては5,000キロワット以上、太陽光を電気に変換する発電にあつては8,000キロワット以上の出力の増加を伴う事業
	(3) 電気設備に関する技術基準を定める省令（平成9年通商産業省令第52号）第1条第4号に規定する蓄電所（以下「蓄電所」という。）又は同条第5号に規定する変電所（以下「変	敷地面積が1ヘクタール未満の事業を除く事業	敷地面積が3ヘクタール未満の事業を除く事業	敷地面積が3ヘクタール未満の事業を除く事業

		電所」という。)の新設			
		(4) 蓄電所又は変電所の増設	1ヘクタール以上敷地面積の増大を伴う事業	3ヘクタール以上敷地面積の増大を伴う事業	3ヘクタール以上敷地面積の増大を伴う事業
		(5) 電気設備に関する技術基準を定める省令第1条第9号に規定する電線路(発電電気工作物、蓄電所、変電所その他これらに類する施設に設置するものを除く。以下「電線路」という。)の設置	一の地域内における延長が合計1キロメートル以上にわたり、電圧17万ボルト以上の架空の電線路を設置する事業	一の地域内における延長が合計1キロメートル以上にわたり、電圧17万ボルト以上の架空の電線路を設置する事業	
8	研究所の建設	(1) 科学技術(人文科学のみに係るものを除く。)に関する研究、試験又は検査を行う施設(6の項に掲げる事業に含まれるものを除く。以下「自然科学研究所」という。)の新設	敷地面積が1ヘクタール未満の事業を除く事業	敷地面積が3ヘクタール未満の事業を除く事業	敷地面積が10ヘクタール未満の事業を除く事業
		(2) 自然科学研究所の増設	1ヘクタール以上敷地面積の増大を伴う事業	3ヘクタール以上敷地面積の増大を伴う事業	10ヘクタール以上敷地面積の増大を伴う事業
9	高層建築物の建設	建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物の新設	建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第2条第1項第6号の規定による建築物の高さ(以下「建築物の高さ」という。)が100メートル以上で、かつ、同項第4号に規定する延べ面積(以下「延べ面積」という。)が5万平方メートル以上である事業	建築物の高さが100メートル以上で、かつ、延べ面積が5万平方メートル以上である事業	建築物の高さが100メートル以上で、かつ、延べ面積が5万平方メートル以上である事業。ただし、土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第2条第1項に規定する土地区画整理事業の施行等により、都市の基盤が整備され、かつ、環境に配慮された土地の高度利用が進められている区域として知事が定める区域内に建設する場合にあつ

					ては、知事が定める事業とする。
10	廃棄物処理施設の建設	(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物を処理するための施設（し尿浄化槽及び6の項に掲げる事業に含まれるものを除き、発電電気工作物を一体として併設する場合を含む。以下「廃棄物処理施設」という。）の新設	敷地面積が1ヘクタール未満の事業並びに焼却施設、熔融施設及び焼成施設の処理能力の合計（以下「処理能力」という。）が1日当たり200トン未満の事業を除く事業	敷地面積が3ヘクタール未満の事業及び処理能力が1日当たり200トン未満の事業を除く事業	敷地面積が3ヘクタール未満の事業及び処理能力が1日当たり200トン未満の事業を除く事業
		(2) 廃棄物処理施設の増設	1ヘクタール以上敷地面積の増大又は1日当たり200トン以上処理能力の増大を伴う事業	3ヘクタール以上敷地面積の増大又は1日当たり200トン以上処理能力の増大を伴う事業	3ヘクタール以上敷地面積の増大又は1日当たり200トン以上処理能力の増大を伴う事業
11	下水道終末処理場の建設	(1) 下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第6号に規定する終末処理場（以下「下水道終末処理場」という。）の新設	敷地面積が1ヘクタール未満の事業を除く事業	敷地面積が3ヘクタール未満の事業を除く事業	敷地面積が10ヘクタール未満の事業を除く事業
		(2) 下水道終末処理場の増設	1ヘクタール以上敷地面積の増大を伴う事業	3ヘクタール以上敷地面積の増大を伴う事業	10ヘクタール以上敷地面積の増大を伴う事業
12	都市公園の建設	都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項に規定する都市公園（主として公害又は災害を防止することを目的とする緩衝地帯としての都市公園、主として風致の享受の用に供することを目的とする都市公園、主として動植物の生息地又は生育地である樹林地等の保護を目的	敷地面積が3ヘクタール未満の事業を除く事業	敷地面積が10ヘクタール未満の事業を除く事業	敷地面積が50ヘクタール未満の事業を除く事業

		とする都市公園並びに都市の自然的環境の保全、改善及び都市景観の向上の用に供することを目的とする都市公園を除く。以下同じ。)の新設			
13	工業団地の造成	工場等、発電電気工作物を2以上含む工作物の建設の用及びこれらの工作物の敷地を包含する一団の土地の上に設置される緑地、道路その他の施設の設置の用に供するためになされる当該一団の土地の造成	27の項に掲げる事業に該当する事業及び当該一団の土地の面積が1ヘクタール未満である事業を除く事業	27の項に掲げる事業に該当する事業及び当該一団の土地の面積が3ヘクタール未満である事業を除く事業	27の項に掲げる事業に該当する事業及び当該一団の土地の面積が10ヘクタール未満である事業を除く事業
14	研究所団地の造成	自然科学研究所2以上の建設の用及びこれらの敷地を包含する一団の土地の上に設置される緑地、道路その他の施設の設置の用に供するためになされる当該一団の土地の造成	27の項に掲げる事業に該当する事業及び当該一団の土地の面積が1ヘクタール未満である事業を除く事業	27の項に掲げる事業に該当する事業及び当該一団の土地の面積が3ヘクタール未満である事業を除く事業	27の項に掲げる事業に該当する事業及び当該一団の土地の面積が10ヘクタール未満である事業を除く事業
15	流通団地の造成	流通業務市街地の整備に関する法律(昭和41年法律第110号)第2条第1項に規定する流通業務施設2以上の建設の用及びこれらの施設の敷地を包含する一団の土地の上に設置される緑地、道路その他の施設の設置の用に供するためになされる当該一団の土地の造成	27の項に掲げる事業に該当する事業及び当該一団の土地の面積が1ヘクタール未満である事業を除く事業	27の項に掲げる事業に該当する事業及び当該一団の土地の面積が3ヘクタール未満である事業を除く事業	27の項に掲げる事業に該当する事業及び当該一団の土地の面積が10ヘクタール未満である事業を除く事業
16	ダム建設	河川法(昭和39年法律第167号)第6条第1項に規定する河川区域又は同法	次に掲げる事業を除く事業 (1) 土砂の流出を防止し、及び調	次に掲げる事業を除く事業 (1) 土砂の流出を防止し、及び調	次に掲げる事業を除く事業 (1) 土砂の流出を防止し、及び調

		第56条第1項の規定により指定された河川予定地（以下「河川区域等」という。）におけるダム（17の項に掲げる取水堰（ぜき）に該当するものを除く。）の新設	節するための事業 (2) 発電電気工作物に該当する事業 (3) 基礎地盤から堤頂までの高さが15メートル未満の事業	節するための事業 (2) 発電電気工作物に該当する事業 (3) 基礎地盤から堤頂までの高さが15メートル未満の事業	節するための事業 (2) 発電電気工作物に該当する事業 (3) 基礎地盤から堤頂までの高さが15メートル未満の事業
17	取水堰（ぜき）の建設	河川区域等における水道、鉱工業用水又はかんがいのために取水するための堰（ぜき）の新設	長さ200メートル未満の事業を除く事業	長さ200メートル未満の事業を除く事業	長さ200メートル未満の事業を除く事業
18	放水路の建設	河川を分岐して流水を直接当該河川以外の河川又は海に放流する水路（以下「放水路」という。）の新設	土地の形状を変更する面積が1ヘクタール未満の事業を除く事業	土地の形状を変更する面積が3ヘクタール未満の事業を除く事業	土地の形状を変更する面積が20ヘクタール未満の事業を除く事業
19	土石の採取	(1) 岩石、砂利（砂及び玉石を含む。）又は土（以下「土石」という。）の採取（河川、湖沼、海域、海岸又は砂防指定地の維持又は管理に資するための土石の採取であると河川等の管理者が認めた場合を除く。以下同じ。）の用に供する場所（これと一体として設けられる採取した土石の保管、移送若しくは搬出の作業の実施、土石の採取その他の作業の実施に伴って発生する廃棄物若しくは排水の処理又は土石の採取その他の作業に伴って生ずることが予想される災害	区域が1ヘクタール未満の事業を除く事業	区域が3ヘクタール未満の事業を除く事業	区域が10ヘクタール未満の事業を除く事業

		の防止のために必要とされる場所を含む。以下「土石採取場」という。)の新設			
		(2) 土石採取場の増設	1ヘクタール以上区域の増大を伴う事業	3ヘクタール以上区域の増大を伴う事業	10ヘクタール以上区域の増大を伴う事業
20	発生土処分場の建設	(1) 工事その他土地の形状の変更行為の実施に伴って生ずる土石(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項に規定する廃棄物に該当する土石を除く。以下この項において「発生土」という。)の処分の用に供する場所(これと一体として設けられる処分する発生土の搬入、移送若しくは保管の作業の実施又は発生土の処分その他の作業に伴って生ずることが予想される災害の防止のために必要とされる場所を含む。以下「発生土処分場」という。)の新設	区域が1ヘクタール未満の事業を除く事業	区域が3ヘクタール未満の事業を除く事業	区域が20ヘクタール未満の事業を除く事業
		(2) 発生土処分場の増設	1ヘクタール以上区域の増大を伴う事業	3ヘクタール以上区域の増大を伴う事業	20ヘクタール以上区域の増大を伴う事業
21	墓地、墓園の造成	墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号)第2条第4項に規定する墳墓の集積的な設置の用及びこれらの敷地を包含する一団の土地の上に設置される緑地、道路	27の項に掲げる事業に該当する事業及び当該一団の土地の面積が1ヘクタール未満である事業を除く事業	27の項に掲げる事業に該当する事業及び当該一団の土地の面積が3ヘクタール未満である事業を除く事業	27の項に掲げる事業に該当する事業及び当該一団の土地の面積が20ヘクタール未満である事業を除く事業

		その他の施設の設置の用に供するためになされる当該一団の土地の造成			
22	住宅団地の造成	一団地の住宅の建設の用及びこれらの敷地を包含する一団の土地の上に設置される学校、幼稚園、店舗その他の居住者の利便に供する施設又は道路、公園その他の公共の施設の設置の用に供するためになされる当該一団の土地の造成	27の項に掲げる事業に該当する事業及び当該一団の土地の面積が1ヘクタール未満である事業を除く事業	27の項に掲げる事業に該当する事業及び当該一団の土地の面積が3ヘクタール未満である事業を除く事業	27の項に掲げる事業に該当する事業及び当該一団の土地の面積が20ヘクタール未満である事業を除く事業
23	学校用地の造成	学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（以下「学校」という。）又は学校以外の教育施設で職業若しくは實際生活に必要な能力を育成し、若しくは教養の向上を図ることを目的として組織的な教育を行うもの若しくは学校教育に類する教育を行うもの（以下「学校以外の教育施設」という。）1又は2以上の建設（当該学校又は学校以外の教育施設の敷地を包含する一団の土地の上において行われる緑地、道路その他の施設の設置を含む。）の用に供するためになされる土地の造成	27の項に掲げる事業に該当する事業及び当該一団の土地の面積が1ヘクタール未満である事業を除く事業	27の項に掲げる事業に該当する事業及び当該一団の土地の面積が3ヘクタール未満である事業を除く事業	27の項に掲げる事業に該当する事業及び当該一団の土地の面積が20ヘクタール未満である事業を除く事業
24	レクリエーション施設用地の造成	ゴルフ場、総合運動場、野外洋弓場、射撃場又は総合遊園地の設置の用に供するためになされ	他の対象事業に含まれる事業、27の項に掲げる事業に該当する事業及び面積が1ヘクタール	他の対象事業に含まれる事業、27の項に掲げる事業に該当する事業及び面積が3ヘクタール	他の対象事業に含まれる事業、27の項に掲げる事業に該当する事業及び面積が20ヘクタール

		る土地の造成	未満である事業を除く事業	未満である事業を除く事業	未満である事業を除く事業
25	浄水施設及び配水施設用地の造成	水道法（昭和32年法律第177号）第3条第8項にいう浄水施設又は配水施設の建設の用に供するためになされる土地の造成	27の項に掲げる事業に該当する事業及び面積が1ヘクタール未満である事業を除く事業	27の項に掲げる事業に該当する事業及び面積が3ヘクタール未満である事業を除く事業	27の項に掲げる事業に該当する事業及び面積が20ヘクタール未満である事業を除く事業
26	土地区画整理事業	土地区画整理法第2条第1項に規定する土地区画整理事業	面積が1ヘクタール未満の事業を除く事業	面積が3ヘクタール未満の事業を除く事業	面積が40ヘクタール未満の事業を除く事業
27	公有水面の埋立て	公有水面埋立法第1条第1項及び第2項に規定する公有水面の埋立て	面積が1ヘクタール未満の事業を除く事業	面積が3ヘクタール未満の事業を除く事業	面積が15ヘクタール未満の事業を除く事業
28	宅地の造成	宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第2条第1号に規定する宅地の造成	13の項から15の項まで及び21の項から27の項までに掲げる事業のいずれかに該当する事業並びに面積が1ヘクタール未満である事業を除く事業	13の項から15の項まで及び21の項から27の項までに掲げる事業のいずれかに該当する事業並びに面積が3ヘクタール未満である事業を除く事業	13の項から15の項まで及び21の項から27の項までに掲げる事業のいずれかに該当する事業並びに面積が20ヘクタール未満である事業を除く事業

備考 1 「甲地域」とは、次に掲げる地域をいう。

- (1) 自然公園法（昭和32年法律第161号）第2条第2号に規定する国立公園の区域（以下「国立公園の区域」という。）のうち同法第20条第1項の規定により特別地域として指定された区域
- (2) 自然公園法第2条第3号に規定する国定公園の区域（以下「国定公園の区域」という。）のうち同法第20条第1項の規定により特別地域として指定された区域
- (3) 神奈川県立自然公園条例（昭和34年神奈川県条例第6号）第2条第1号に規定する自然公園の区域（以下「県立自然公園の区域」という。）のうち同条例第18条第1項の規定により特別地域として指定された区域
- (4) 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和41年法律第1号）第4条第1項の規定により指定された歴史的風土保存区域（以下「歴史的風土保存区域」という。）のうち同法第6条第1項の規定により歴史的風土特別保存地区として定められた区域
- (5) 自然環境保全法（昭和47年法律第85号）第14条第1項の規定により指定された原生自然環境保全地域の区域及び同法第22条第1項の規定により指定された自然環境保全地域（以下「自然環境保全地域」という。）のうち同法第25条第1項の規定により特別地区として指定された区域
- (6) 自然環境保全条例（昭和47年神奈川県条例第52号）第2条の規定により指定された自然環境保全地域（以下「県自然環境保全地域」という。）のうち同条例第6条第1項の規定により特別地区として指定された区域
- (7) 首都圏近郊緑地保全法（昭和41年法律第101号）第3条第1項の規定により指定された近郊緑地保全区域（以下「近郊緑地保全区域」という。）のうち同法第5条第1項の規定により近郊緑地特別保全地区として定められた区域

2 「乙地域」とは、国立公園の区域、国定公園の区域、県立自然公園の区域、歴史的風土

保存区域、自然環境保全地域、県自然環境保全地域及び近郊緑地保全区域のうち甲地域を除く地域をいう。

- 3 「その他の地域」とは、甲地域及び乙地域以外の地域をいう。
- 4 乙地域に係る対象事業の規模等の算定に当たっては、当該対象事業が甲地域にわたって実施されるものである場合には、当該甲地域にわたる部分をも算入するものとする。その他の地域に係る対象事業が甲地域又は乙地域にわたって実施される場合の甲地域又は乙地域にわたる部分についても同様とする。
- 5 対象事業の範囲には、当該対象事業の実施に先立ち、又はこれと密接に関連して行われる土地の形状の変更行為又は公有水面の埋立行為を含むものとする。
- 6 1の項から12の項まで（2の項の（2）を除く。）及び16の項から18の項までに掲げる事業のいずれかに該当する対象事業（法対象事業を除く。）の範囲には、次のいずれかに該当する事業を含まないものとする。
 - （1）対象事業の内容となつている既存の工作物を除却し、かつ、当該対象事業と同一の事業の種類に属する工作物を当該既存の工作物を含む対象事業の敷地と同一の敷地内に設置する事業（6の項の（1）に掲げる事業にあつては排水量及び燃料使用量が、7の項の（1）に掲げる事業にあつては出力が、10の項の（1）に掲げる事業にあつては処理能力が当該既存の工作物より大きいものを除く。（2）において同じ。）
 - （2）（1）に掲げる事業のほか、都市計画法第8条第1項第1号に規定する工業地域若しくは工業専用地域又は工場立地法（昭和34年法律第24号）第4条第1項第3号イに規定する工業団地（公的機関により整備され、又はその開発が誘導されたものに限る。）内において、対象事業の内容となつている既存の工作物を除却し、当該対象事業と同一の事業の種類に属する工作物を当該既存の工作物を含む対象事業の敷地と同一の敷地内に設置する事業（当該既存の工作物が除却された日から起算して5年を経過する日までの間に当該事業に着手する場合に限る。）
- 7 重油以外の原料及び燃料の重油の量への換算は、当該原料及び燃料の使用量を当該原料及び燃料それぞれの発熱量に相当する発熱量を有する重油（発熱量は、1リットル当たり39,558.1725キロジュールとする。）の量に相当するものとして算定する。
一部改正〔昭和60年規則59号・62年44号・平成6年2号・7年130号・10年3号・11年62号・78号・12年3号・15年123号・18年12号・23年31号・44号・25年58号・26年30号・67号・88号・28年7号・令和3年83号〕